

お客さま各位

静清信用金庫

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和3年4月1日以降に開設された普通預金等の口座を対象に、未利用口座管理手数料を適用させていただいておりますが、長期間ご利用のない口座の利用促進ならびに不正利用による被害防止の観点から、令和5年4月1日より、本手数料の対象範囲を下記の通り変更し、令和3年3月31日以前に開設された口座にも適用させていただきます。

当金庫では、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

令和5年4月1日（土）

2. 「未利用口座管理手数料」の適用対象口座の変更について

適用対象口座	<p>（変更前）</p> <p>令和3年4月1日（木）以降に新規開設いただいた普通預金（総合口座・無利息型普通預金口座を含む）および貯蓄預金のうち、お預け入れ（当該口座の利息の元本への組入れを除く）やお引き出し（本手数料の引き落としを除く）、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。</p>	<p>（変更後）</p> <p>すべての普通預金（総合口座・無利息型普通預金口座を含む）および貯蓄預金のうち、お預け入れ（当該口座の利息の元本への組入れを除く）やお引き出し（本手数料の引き落としを除く）、口座振替等の利用が2年以上ない口座が対象となります。</p> <p>※令和3年3月31日以前に開設された口座も適用対象となります。</p>
適用条件	<p>ただし、以下のいずれかに該当する口座は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該口座の残高が1万円以上ある場合 ・当該口座と同一支店にてお借入がある場合（カードローン契約を含む） ・当該口座と同一支店にて定期預金、定期積金、国債、保険、投資信託等のお取引がある場合 	
手数料金額	年間1,320円（税込）	
未利用口座に対する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象口座となった場合、事前に当金庫へお届けのご住所宛に文書にてご案内いたします（ご案内が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします）。 ・ご案内後、一定期間（約3ヶ月）を経過してもお取引がない場合、本手数料を引き落としさせていただきます。 ・残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を引き落とし、当該口座を自動的に解約させていただきます。 	

※紛失等によりご利用が停止されている口座も、未利用口座管理手数料の対象となります。

※未利用口座管理手数料の返金ならびに自動解約後の口座再利用のご依頼には応じかねますので、予めご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以上